

議事要旨 (4) 実務対応報告第18号の見直しに関する検討

冒頭、小賀坂副委員長より、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）の見直しに関する検討についての審議を行う旨が説明され、引き続き、前田ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

国内子会社又は国内関連会社が IFRS 又は修正国際基準を適用している場合の取扱い

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本検討に伴い、表題を「連結財務諸表作成における子会社の会計処理に関する当面の取扱い」に変更する提案がなされているが、実務対応報告第 18 号の主な適用対象会社は在外子会社であることに変わりはないため、提案の表題は適用範囲が大きく変わったかのような誤解を与えるのではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 修正国際基準の取扱いも検討の対象としているが、適用事例がない状況を勘案すると、当面の間は対象に含めなくても問題ないのではないか。

これらに対して、事務局より、いただいた意見を踏まえて検討するとの回答がなされた。

修正項目の検討

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 修正項目を追加する提案がなされているが、修正項目は限定的である方が望ましいと考えている。そのため、修正項目に関する検討は、国内子会社が指定国際会計基準を適用している場合の検討と切り離して議論を行うべきではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS 第 9 号における、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動におけるノンリサイクリング処理」の検討については、実務対応報告第 18 号の平成 27 年改正時に今後の検討事項として明記した経緯もあり、今回の改正において何らかの結論を出す必要があると考えている。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 修正項目とするか否かの検討にあたり、発生頻度が低いことを理由に修正項目として取り扱わない提案がなされているが、理屈の観点から修正項目として取り扱うべ

きか否かを最初に示した上で、発生頻度や重要性等を加味して最終的な結論を示す形とすれば、今後の実務の参考になると考える。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 米国会計基準における、すべての株式について公正価値等の変動を当期純利益に計上する処理は、その他の包括利益のノンリサイクリング処理とは異なり、クリーンサ プラスの関係を損なうものではないため、修正項目としない対応も考えられるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 修正項目の検討にあたっては、我が国の会計基準に共通する考え方のうち投資の性格に応じた資産及び負債の評価という観点も重視し、米国会計基準における当該処理を修正項目とする提案を行っている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 修正国際基準との整合性を図るのであれば、実務対応報告第 18 号の修正項目は、修正国際基準において「削除又は修正」の対象となった項目を上限とした上で、新たに修正項目に加えるか否かを検討すれば足りるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 米国会計基準については個々に検討する必要がある、すべての株式の公正価値等の変動を当期純利益に計上する処理については、我が国の会計基準に共通する考え方と重要な差異がある項目に該当すると考え、修正項目とすることを提案している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 米国会計基準における、すべての株式を公正価値等の変動を当期純利益に計上する処理を修正項目とすると、日本基準への修正のみを目的として、在外子会社において株式の保有目的に応じた分類が求められることになるため、実務上は修正を行うことが困難になるのではないか。

以 上